

第75号議案

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年12月7日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めがあるものを除くほか、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門

的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例)

第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
 - (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
 - (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(蒲郡市職員の給与に関する条例の適用除外等)

第5条 蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号。以下この条において「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条の2、第16条から第18条まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条第1項中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく職員の任期を定めた採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。